

論文審査の結果の要旨

論文提出者氏名：姜泰雄（カン・テウン）

姜泰雄氏の博士学位請求論文『「日本及日本人」の表象としての戦時下映画』は、1930年代後半から1945年までの日本映画を対象に、戦時下の「思想戦の武器」として映画がどのように準備され、形成されていったのかを、当時の映画と映画をめぐる言説を詳細に分析することで解明した労作である。これまで映画統制や検閲など創作への制限から語られることが多かったこの時期を、日本映画の表現空間の深化を提供した場として捉えなおし、戦時下の文化状況の言説の多様化を目指すとともに、韓国の映画研究者として、戦前の韓国映画研究の多様化をも将来の視野に入れた意欲的な論考となっている。

本論文の独自性は、第一に当時の映画雑誌等の一次資料を丹念にあたり、現在見ることのできる当時の映画の多くを検討し、もっとも特徴的な言説と作品に絞り込んで、自らの論を展開した論考の手堅さである。アカデミックなフィルターを堅持する意思の強さが感じられる。また日本的映像表現の探求として、顔や家屋の表現とライティング等との関連を考察しただけでなく、戦時下の映画教育という新たなテーマを掘り起こし、そのカリキュラムを検討の対象とした目配りの良さも、映画研究としての幅を広げたものとなっている。

本論文は、五章によって構成される。第一章「思想戦の武器」としての映画」では、戦時体制の構築と映画統制の進展を概略し、皇道思想の樹立を目的とする「思想戦の武器」として、映画が位置づけられた経緯を論述する。映画は国家政策の遂行に組み込まれたが、それは物理的、武力的な勝利よりも、思想的勝利を優位に置くものであったため、時局を描いた宣伝的な要素の強い作品が際物として非難され、「日本の姿」を芸術的に描くことが、映画人だけでなく当局によっても求められた。情報局賞を受賞した小津安二郎の『父ありき』を例としたこの分析は、戦時下の映画をめぐる言説の多様性を示す上で、ひとつの成果となっている。

では、どのような「日本の姿」が求められ、映像として表象されねばならなかったのか。日本の科学によって裏打ちされた日本映画文化の自主独立を、「映画以後のもの」とした追及した経緯が、第二章「映画以後のもの」としても戦時下映画」で検討される。科学技術の象徴とされた映画が、先行する欧米の水準を獲得するための努力と、欧米とは異なる日本的表現を追及する模索の挟間で、互いに関連しながら展開していった状況が論述される。映画の技術面や映画学校の教育などに光を当てた考察は、審査委員から評価されたが、「日本の姿」を扱うには当時の言説を映画関連に絞りすぎた嫌いがあるとの指摘も出された。

第三章「記録映画における国体の表現」では、思想戦として映画を活用する流れの頂点

として、国体の明徴を目的とした『皇道日本』を巡る言説を分析する。神聖さを強調すべく、自然や史跡、神社の映像の羅列によって象徴化された同作は、天皇の尊厳を保持しえても、大衆を戦争に動員する「思想戦の武器」としては機能し得なかった。人間的葛藤を描き、大衆を感動させながら、なおかつ日本の優位性の尊厳を保持するという課題が、『皇道日本』をめぐる論争によって明確になったとする指摘は、「思想戦の武器」としての映画の転機として説得力をもつ。

この課題が作品によって解決される過程を分析したのが、第四章「思想戦の勝利としての劇映画『ハワイ・マレー沖海戦』」である。第三章で提示された課題は、人間的な葛藤を農村の少年の予科練での成長物語として描くことで観客に対する教育へと転化して解決し、さらに最先端の特撮を駆使して真珠湾攻撃を再現することで、その記録性によって歴史的尊厳を確保したとする。この分析は、本論文の白眉ともいえるべきものだが、作品の各シークエンスの詳細な検討と、製作から宣伝、配給、観客の反応まで視野に入れた論述が、高く評価された。戦時下の映画からは父が排除され、その多くは「母物」と言えるもので、家族国家観とも関連するという論考は、戦時下の言説の多様性として評価されたが、「母性天皇」像として論じるにはさらなる論拠の補強が必要との指摘がなされた。

第五章「拡張された「帝国日本」における映画製作」では、大東亜共栄圏としてアジアの多様な他者を内包したことにより、駆逐すべきアメリカ映画の「普遍性」の獲得が新たな課題となった状況が、論述される。恋愛等の葛藤を現地の人間に限定し、日本人を指導者として超越した存在とすることで日本の独自性が希薄化する矛盾が指摘される。ナショナリズムの拡張がもたらす自己矛盾の問題は、論述として説得力をもつが、各占領地の実情をより厳密に検討し、論を補強する必要性も指摘された。

「思想戦の武器」としての映画に着目し、ファシズムと映画の関係を当時の言説と映画作品自体から再検討して、その多様性を明らかにしようとした本論文の論考は、その所期の目的を十分に達成しており、今後の日韓両国の映画研究に新たな可能性を示す興味深い指摘も随所に見られるなど、今後のさらなる発展を期待させるものである。全体の論旨もきわめて明確であるが、論旨の一貫性を求めるあまり、一部に筆の走りや論拠の補強が必要な箇所も散見された。しかし、それらは瑕疵にすぎず、本論文の成果を損なうものではないという点で、審査委員の意見は一致を見た。

したがって、本審査委員会は全員一致で、姜泰雄氏の提出論文を博士（学術）の学位を授与するにふさわしいものと認定した。